

陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 6 号		平成 2 9 年 5 月 2 9 日 受 理
件 名	ほうらい会館等の公共施設の使用料を値上げしないことを求める陳情	
陳 情 者	秦野市曾屋 5 7 0 5 神奈川県地域人権運動連合会秦野支部 支部長 鹿島 きく江	
陳 情 の 要 旨		
<p>戦後、公民館は教育の機会均等を原則として、お金のある人もお金のない人も自由に等しく、地域で学ぶ権利を保障していく目的で無料でした。</p> <p>秦野市は、2005年から財政問題や市民間での公平性を強調し「受益」と「負担」を宣伝し、「市民の権利」や「教育の公共性」を目的とする公民館の本質を市民の目から遠ざけました。</p> <p>2008年中央教育審議会は、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（知の循環型社会の構築を目指して）」を答申しました。</p> <p>その第1部で「学習には各個人がその興味や関心に基づき、自らを深めるために行う個人的な活動としての側面があるが、このような国民の学習活動を促進することは、国民一人一人が、充実した心豊かな生活を送り、また、職業生活に必要な知識・情報・技術等を習得・更新することにより経済的にも豊かな生活を送ることを可能とするものである。また、同時に、このことは社会を支え発展させることができる国民一人一人の能力を向上させることにつながるものであり、これは、ひいては社会全体の活性化を図り、我が国の持続的発展に資するものである。我が国の現状及び将来を見据えると、生涯学習社会の実現の必要性・重要性がますます高まっているといえる。」と一人一人の受益は全体の受益と発展につながると答申しています。</p> <p>秦野市の使用者が受益を負担する「貸し館」を当然とする行為は、公民館を「使用する人」と「使用しない人」を対立させ、市民を分断する行為であり、将来的にも市民全体の受益にならず、公民館の理念からも逸脱して許される行為ではありません。</p> <p>2017年2月1日から約1カ月間「ほうらい会館等の公共施設の使用料を値上げしないことを求める要請署名」を中野自治会で実施し、自治会の会員世帯322世帯中206世帯、63.9%、436名の署名があり、この署名は市議会議長宛に5月24日に提出されました。1つの自治会で</p>		

の結果と、平成29年2月1日発行「広報はだの」の内容には、大きな隔
たりがあります。

秦野市の財政は、健全な財政になっています。市民に使用料値上げの負
担を求めることは納得出来ません。

陳情事項

ほうらい会館等の公共施設の使用料の値上げをしないこと。